



全日三重

Vol-461
2026.4.23

公益社団法人 全日本不動産協会三重県本部
〒510-0087 四日市市西新地 12 番 6-2 号

TEL 059-351-1822 FAX 059-351-1833
<https://mie.zennichi.or.jp/>

令和8年度第1回理事会報告 令和8年4月17日(金)

審議事項		決議内容
全日・保証 TRA	令和7年度事業活動報告・決算報告の件	原案どおり可決し、定時総会上程を決定
	定時総会の件	5月28日(木)開催、スケジュール等を決定
全日	伊賀市ワンストップ空き家相談員派遣の件	前川副本部長の派遣を決定
保証	令和8年度法定研修会実施計画の件	eラーニング研修3回・集合研修1回実施を決定
TRA	総会懇親会の件	プラトンホテル四日市にて開催決定

会議・行事報告

開催日	会議・行事	開催場所	出席者 (敬称略)
1.10~3.10	令和7年度第4回法定研修会	eラーニング	会員 114 名
1.13	総本部役員との面談・役員打合せ	県本部会議室	総本部 3 名・役員 7 名
1.22	入会事務所調査	四日市市	市川・内藤
1.25	桑名市空き家・住宅相談会	桑名市パブリックセンター	市川・伊藤・渡辺
1.27	四日市市空家等対策協議会	四日市市役所	市川
1.29	第14回資格審査委員会	書面	市川・前川・伊藤・渡辺
2.4	宅地建物取引士法定講習	Web	受講者 36 名
2.5	伊賀市空家等対策協議会	伊賀市役所	前川
2.5	地方本部事務局研修会	オンライン	事務局
2.6	求償業務研修会	オンライン	渡辺
2.7	伊賀市ワンストップサポート空き家相談会	伊賀市役所	前川
2.9	総本部・地方本部合同組織委員会	オンライン	前川
2.17	伊勢市空家等対策協議会	伊勢市役所	市川
2.17	第1回三重県本部運営方針会議	県本部会議室	総本部 3 名・役員 7 名
2.19	入会事務所調査	鈴鹿市	市川・伊藤
2.23	第15回資格審査委員会	書面	市川・前川・伊藤、渡辺
2.24	取引相談打合せ	県本部会議室	渡辺・前川・内藤
2.25	グループウェア「Garoon」操作説明会	オンライン	事務局
3.5	入会事務所調査	津市	市川・伊藤
3.6	第16回資格審査委員会	書面	市川・前川・伊藤、渡辺・
3.16	入会事務所調査	松阪市	市川・前川
3.17	第2回三重県本部運営方針会議	県本部会議室	総本部 3 名・役員 7 名
3.18	総本部・地方本部事務局会議	オンライン	事務局
3.27	弁護士との打合せ 杉本法律事務所杉本弁護士との顧問契約は9月末日で終了となることになりました。後任については今後選任して頂くこととなりました。	県本部会議室	杉本弁護士・長谷部弁護士 萩原・市川・前川・渡辺 内藤・水谷
3.30	総務委員会 中部地区土地政策推進連携協議会の担当者を市川副本部長とすることになりました。	県本部会議室	前川・渡辺・伊藤
4.9	代議員選挙管理委員会 補欠代議員立候補者(市川誠)の資格審査を行い、被選挙権を有することを確認しました。	県本部会議室	萩原・水谷・日沖・久保
4.14	監査会	県本部会議室	萩原・渡辺・監事 3 名
4.17	第1回全日理事会・第1回保証理事会	県本部会議室	総本部 3 名・役員 6 名

理事辞任のご報告・会員の皆様へお願い

ご報告が大変遅くなり申し訳ございませんが、令和7年12月9日、齋藤雅彦本部長と森田成峰理事が辞任され、続いて12月15日に中野昌明理事が辞任されました。

これにより、三重県本部組織運営細則で定められた理事定数（5名以上10名以内）の下限を下回ることとなったため、総本部理事会において、三重県本部を総本部預かりとすることが決まり、令和8年2月3日、三重県本部の運営は、中部・北陸地区協議会長である萩原幸二全日常務理事・保証理事に、業務執行理事として委任されました。

その後、2月17日、3月17日に三重県本部運営方針会議を行い、今後の運営について検討してまいりましたが、4月17日に、市川誠副本部長と渡辺令二理事のお二人が辞任されました。

現在、三重県本部の役員は理事2名監事3名となり、大変厳しい状況となっておりますが、来年の役員改選まで、萩原業務執行理事の元、三重県本部をより良くしていくよう精一杯尽力してまいりますので、会員の皆様におかれましては、何卒三重県本部の運営にご協力、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

今年度は総本部より坊雅勝副理事長、本嶋重夫専務理事、竹内秀樹専務理事にお越しいただき、総会及び懇親会を開催いたします。案内を5月8日に発送させていただきますので、ご多用のところ恐れ入りますが、ぜひ多くの皆様にご出席いただきますようお願い申し上げます。

リスク評価書の作成及び「疑わしい取引の届出」における判断基準の明確化について

国土交通省

犯罪収益移転防止法及び同法施行規則において、宅建業者は自らが直面しているマネー・ロンダリング及びテロ資金供与のリスクを的確に把握・評価し、これを「リスク評価書」として取りまとめることが定められております。

この「リスク評価書」について、政府が令和8年1月23日に決定した「外国人の受入れ・秩序ある矯正のための総合的対応策」において、「速やかに実施する施策」として、令和8年度中には、全ての宅建業者が「リスク評価書」の作成を完了することを目指す。ことが盛り込まれましたので、国土交通省において以下の対応策を講じることいたしました。

(1) リスク評価書の作成

『リスク評価書作成要領』を、「リスク評価書」作成の参考としていただき、未着手の事業者については、令和8年度中の「リスク評価書」作成の完了をお願いいたします。

(2) 「疑わしい取引の届出」における判断基準

「疑わしい取引の届出」を実施するか否か判断に迷った際は【今後の届出における判断基準】に基づき確実な届出の実施をお願い致します。

【今後の届出における判断基準】

「疑わしい取引の届出に関するチェックリスト」(犯収法等連絡協議会作成「宅地建物取引業における犯罪収益移転防止のためのハンドブック<第2分冊>」に掲載)に一つでも該当すれば届出を行う。該当するかどうか明確でなく、判断に迷う場合は届出を行う。https://www.retpc.jp/wp-content/uploads/hansya/pdf/amictf_hdbk_5th_02.pdf

※「疑わしい取引の届出」を行った場合に、契約を締結しても犯収法違反とはならず、契約締結自体が否定されるものではありません。

◎ 詳しくは、協会HPのお知らせ [4月14日「犯罪収益移転防止法の履行徹底に関する情報」](#)をご覧ください。

リスク評価書ひな形・リスク評価総括表のデータ及びリスク評価書作成要領等をダウンロードすることができますのでご利用ください。反社会勢力データベースシステム(通称:反社DB)のアクセス情報等も掲載しております。

浸水警戒区域の指定について

滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室

令和8年3月31日、浸水警戒区域の指定告示を行いました。

浸水警戒区域は、条例第14条の規定により建築制限がかかります。また、建築基準法第39条第1項の規定による「災害危険区域」となり、宅地建物取引業法第35条に規定する重要事項説明に該当しますのでご注意ください。

浸水警戒区域 近江八幡市安土町下豊浦

→ 詳しくは <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/kasenkoan/349488.html>

新入会員のご紹介



入会日	免許番号	商号	代表者	所在地	TEL
R8.3.12	(1)3889	(株)富樫金属	富樫 健二	鈴鹿市石薬師町 2422 番地の 2	059-373-7003
R8.3.19	(1)3884	FreedomBuild	駒田 隆成	津市芸濃町北神山 367 番地	059-269-6437
R8.4.2	(1)3893	Pom アーキテクトデザイン(株)	天命 亮磨	松阪市上蛸路町 563 番地 2	0598-29-2088
R8.4.16	(2)9218	ファミリアホームサービス(株) 鈴鹿平田店	金子 英之	鈴鹿市算所 5 丁目 3 番 12 号	059-392-8088

退会のお知らせ

退会日	免許番号	商号	代表者
R8.3.10	(5)2809	(有)さくらホーム	渡部 紳平